

○草津市有償運送運営協議会設置要綱

平成19年12月27日

告示第268号

改正 平成21年4月1日告示第91号

平成26年5月1日告示第168号

平成30年3月1日告示第30号

令和3年1月15日告示第11号

令和4年12月15日告示第15号

令和5年7月28日告示第206号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という）および地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するために、草津市有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定および変更に関する事項
- (2) 本市の実情に応じた適切な自家用有償旅客運送の態様に関する事項
- (3) 法第79条の規定に基づき自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録および法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (5) その他自家用有償旅客運送に関して協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから都市計画部長が依頼する

- (1) 学識経験者その他市長が必要と認める者

- (2) 市に営業区域が存するバス事業者、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体が指名する者
 - (3) 市民または市域における自家用有償旅客運送の利用が想定される者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
 - (5) 現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
 - (6) 近畿地方運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
 - (7) 市職員
- (任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で同意を得て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。
- 6 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。
- 7 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、個人情報取扱いについては十分配

慮し、必要に応じて非公開等の適切な措置を講じるものとする。

(幹事会)

第7条 協議会は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、第3条の委員その他協議会が必要と認めた者とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

4 幹事会は、原則公開で行うものとする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開等の適切な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員および会議または幹事会への出席者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市計画部交通政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は平成19年12月27日から施行する。

2 この要綱の規定により最初に委嘱または任命された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。

付 則 (平成21年4月1日告示第91号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年5月1日告示第168号)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月1日告示第30号)

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

付 則 (令和3年1月15日告示第11号)

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

付 則 (令和4年12月15日告示第15号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年7月28日告示第206号）

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。